

公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した指定管理者監査の結果に対する措置状況の報告が岩倉市長からあったので、同条第14項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

令和4年8月5日

岩倉市監査委員 内 藤 充
岩倉市監査委員 梅 村 均

○令和3年度指定管理者監査の概要

- 1 監査のテーマ 公の施設の指定管理者制度の運用について
- 2 監査対象施設 岩倉市青少年宿泊研修施設希望の家
- 3 監査対象事業者 コニックス株式会社
- 4 監査対象課 教育こども未来部子育て支援課
- 5 監査の範囲
 - ・平成31年4月1日から令和3年3月31日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務
 - ・指定管理者指定の手續に係るものは、上記以前の期間を含む。
- 6 監査の期間 令和3年11月26日から令和4年1月21日まで
- 7 監査結果公表日 令和4年2月24日
- 8 措置通知受理日 令和4年7月27日

○指定管理者監査の結果に対する措置内容

| 報告書 | 指摘、留意、要望及び提案事項等 | 対応状況等 |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| P4 | 実績報告書中の決算報告書の記載内容について、年度初に収支計画書で示した予算額と決算報告書の予算額が一致しておらず、指定管理者が市から収受した指定管理料の額が正しい額になっていないという複数の誤りがあった | 実績報告書については、作成した内容を十分に確認してから提出するよう指定管理者に伝えました。また、市においても提出後の確認をこれまで以上に慎重に行います。 |
| P8 | 青少年宿泊研修施設管理運営規則中の「岩倉市青少年宿泊研修施設利用許可申請書（様式第1）」及び「岩倉市青少年宿泊研修施設利用許可書（様式第2）」の一部に青少年宿泊研修施設設置管理条例で定める内容と異なる箇所があった。早急に青少年宿泊研修施設管理運営規則を改正し、正しい様式に改めるべきである。 | 令和4年3月に岩倉市青少年宿泊研修施設の管理及び運営に関する規則の一部を改正し、正しい様式に改めました。 |

※ 上記については、令和4年6月30日現在の状況である。